

(趣旨)

第1条 この要領は、福津市が発注する建設工事で、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)又は第167条の10の2第2項の規定を適用しようとする場合において、当該規定を適用することが適当か否かを判定するために行う調査(以下「低入札価格調査」という。)の手続きその他の取扱いについて定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要領の対象となる工事は、福津市が発注する建設工事のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 総合評価落札方式で発注する建設工事
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(調査基準価格)

第3条 低入札価格調査は、適用対象工事に係る契約を締結しようとする場合において、その基準となる価格(取引に係る消費税及び地方消費税の額を除く。以下「調査基準価格」という。)を下回る価格での入札があった場合に行うものとする。

2 調査基準価格は、予定価格(取引に係る消費税及び地方消費税の額を除く。以下同じ。)の算定の基礎となった次に掲げる費目の区分に応じ、その費目の額に当該各号に定める率を乗じて得た額の合計額とする。(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げた額)ただし、その合計額が、100分の90を超える場合は100分の90と、100分の70に満たない場合は100分の70とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額

(入札参加者への周知)

第4条 契約担当者は、入札公告等において次の各号に掲げる事項を明記し入札参加者に周知するものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 調査基準価格を下回った価格で入札を行った者(以下「低入札価格入札者」という。)は、評価値が最も高い者(以下「最高評価値者」という。)であっても必ずしも落札者とならないこと。
- (3) 低入札価格入札者は、事後の調査に協力すべきこと。(第6条第1項に該当する場合を除く。)

(開札の執行)

第5条 開札の結果、調査基準価格を下回った価格で入札が行われ、低入札価格入札者が最高評価値者となる場合、契約担当者は、入札者全員に対し落札者決定の保留を宣言し、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により落札者は調査後に決定する旨を告げて開札を終了するものとする。

2 低入札価格入札者でない者が最高評価値者となる場合は、低入札価格入札者への第7条以下の調査は実施せず、最高評価値者を落札者として開札を終了するものとする。

(失格基準価格)

第6条 前条第1項において、調査基準価格に1000分の990を乗じて得た額を下回った価格で入札を行った者は、第7条以下の調査を行わずに失格とする。この場合、次順位の者について第5条の規定を適用し、開札を終了する。

2 前項の額について、千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。

(調査の実施)

第7条 契約担当者は、低入札価格入札者に対し、契約内容に適合した履行ができるかどうかを確認するため、次の各号に掲げる事項について、調査を実施するものとする。

- (1) 当該価格で入札を行った理由
- (2) 入札金額の積算内訳
- (3) 手持ち工事の状況
- (4) 手持ち資材及び機械の状況

- (5) 資材購入予定先及び機械のリース元予定者との関係
 - (6) 予定している下請負契約の状況
 - (7) その他必要な事項
- 2 前項の調査に当たり、調査基準価格を下回った価格で入札を行う者は、「福津市低入札価格調査資料作成要領」に示す様式を契約担当者が定めた期日までに提出しなければならない。なお、当該別記様式の提出をしない者は、入札を無効とする。

(判断基準)

第8条 契約担当者は、前条の規定により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを判断するときは、次の各号に定める判断基準を総合的に勘案して行うものとする。

(1) 基本的判断基準 次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。

イ 工事の手抜き等による品質の低下、下請事業者への弊害、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。

ウ 提出された資料等に明らかな不備がないこと。

(2) 数値的判断基準 調査対象者が提出した入札金額の積算内訳書が次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 直接工事費(工事目的物の施工にかかる材料費及び機器費を含む。)が設計金額の75パーセント以上であること。

イ 共通仮設費(積上分及び率計上分の合計額)が設計金額の70パーセント以上であること。

ウ 現場管理費が設計金額の70パーセント以上であること。

エ 一般管理費等が設計金額の30パーセント以上であること。

(調査結果の審査)

第9条 契約担当者は、調査結果を福津市競争入札参加者資格審査規程に定める審査会(以下「審査会」という。)の長に報告し、契約の適否についての意見を求めなければならない。

2 前項により意見を求められた委員会の長は、委員会を招集して調査結果を審査し、その結果を契約担当者に通知するものとする。

(落札者の決定等)

第10条 審査会が契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、契約担当者は、最高評価値者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

2 審査会が契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、最高評価値者を失格(落札としない者)とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち評価値の最も高い者(以下「次順位者」という。)を落札者とする。ただし、次順位者が調査基準価格に満たない価格での入札を行った場合に当たっては、第7条と第8条の調査及び第9条の審査をした上で、落札者とするかどうか決定するものとする。

3 契約担当者は、最高評価値者を第6条第1項の規定に基づき失格としたとき、又は前項前段の規定に基づき失格(落札としない者)としたときは、最高評価値者に失格とした旨を通知する。

4 次順位者が調査基準価格を上回った価格で入札した場合は、次順位者を落札者とする旨を次順位者に通知し、他の入札者全員にもその旨を通知するものとする。

5 次順位者が調査基準価格を下回った価格で入札した場合は、第7条以降の手続きを順次行うものとする。

(結果の公表)

第11条 調査結果の概要等については、落札者決定後、速やかに公表するものとする。

附 則

この要領は、令和元年8月28日から施行する。

附 則(令和3年9月1日告示第184号)

この告示は、令和3年9月1日から施行する。

附 則(令和5年7月1日告示第151号)

この告示は、令和5年7月1日から施行する。

福津市低入札価格調査資料作成要領

低入札価格調査制度による調査基準価格に満たない価格の入札を行う者(以下「調査対象者」という。)は、本要領に基づき低入札価格調査票(様式第1号)(以下「調査票」という。)を作成し提出すること。

1 共通次項

- (1) 調査対象者は、契約担当者が指定する日までに調査票を持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。
- (2) 資料を提出する事業者の住所・商号又は名称・代表者氏名を記載する。代表者氏名の欄には代表者印を押印する。
- (3) 提出後における調査票の差し替え、追加資料の提出は認めない。ただし、契約担当者が指示した場合はこの限りではない。
- (4) 虚偽の書類を提出したと認められた場合は、福津市指名停止等措置要綱に基づき指名停止措置を講ずることがある。

2 調査票記載要領

- (1) 当該価格で入札した理由書
下記の(2)から(6)を踏まえ、当該価格の契約においても工事の品質、労働条件及び安全対策等を適正に確保し施工可能な理由を記載すること。
なお、その理由が資材納入者、労務者及び下請負業者へのしわ寄せによると判断される場合は失格とする。
- (2) 入札金額の積算内訳書
様式任意、ただし、サイズはA4でかつ①直接工事費②共通仮設費③現場管理費④一般管理費それぞれの合計額(税抜)と内訳が明確に判るものであること。
- (3) 手持ち工事の状況
開札日時点において、当該工事現場付近の手持ち工事(公共工事、民間工事は問わない。)のうち、工事費の縮減に寄与するものを記載する。契約書の写しを添付すること。対象工事が無い場合も、その旨を記載すること。
- (4) 手持ち資材及び機械の状況
対象工事で使用予定の手持ち資材及び機械がある場合は、その種別及び保有量等を簡潔に記載し、該当が無い場合もその旨を記載すること。
- (5) 資材購入予定先及び機械のリース元予定者との関係
対象工事で使用予定の資材の購入予定先及び機械のリース元予定者について会社単位で記載し、該当が無い場合もその旨を記載すること。
ア 資材の購入先は、購入先名(括弧書きで取引年数)、資材の種別を記載する。

イ 機械のリース元は、リース元名（括弧書きで取引年数）、機械の種別を記載する。

(6) 予定している下請負契約に関する書類

対象工事に関する下請予定業者について記載し、下請契約見積書等の積算根拠を添付すること。見積書等の様式は任意だが、諸経費を必ず記載すること。

別記様式(第7条関係)

別記様式(第7条関係)

低入札価格調査票

工事名： _____

所在地
商号又は名称
代表者氏名

_____ 印

(1) 当該価格で入札した理由

※下記の(2)から(6)を踏まえ、当該価格の契約においても工事の品質、労働条件及び安全対策等を適正に確保し施工可能な理由を記載すること。

※記載内容から、資材納入者、労務者及び下請事業者へのしわ寄せにつながると判断される場合は失格とする。

(2) 入札金額の積算内訳書

- ・様式任意(ただし、サイズA4でかつ①直接工事費 ②共通仮設費 ③現場管理費 ④一般管理費それぞれの合計額(税抜)と内訳が明確に判るものであること)

(3) 手持ち工事の状況

工事名 (工事場所)	発注者名	工期	受注金額(円)	主任技術者 等 の氏名	元請・ 下請の別	備考

※手持ち工事のうち、工事費縮減に寄与するものを記載すること。

(公共工事・民間工事は問わない)

※契約書(鑑)の写しを添付すること。

※該当なしの場合は、その旨を記載すること。

(4) 手持ち資材及び機械の状況

--

※該当なしの場合は、その旨を記載すること。

(5) 資材購入予定先及び機械等リース元予定者との関係

--

※該当なしの場合は、その旨を記載すること。

(6) 予定している下請負契約の状況

下請負契約の工事内容（範囲）	下請負契約の金額（税抜）	下請負契約の相手方	取引年数
	【内訳：諸経費】	【所在地】	
下請負契約金額の合計			

※安価となった工種の下請負契約予定者について記載し、下請負契約見積書等の根拠を添付すること。

※【内訳：諸経費】には、下請負契約金額のうち、諸経費を記載すること。

※該当なし又は未定の場合は、その旨を記載すること。